

奨学生募集要項（学外奨学金・公募）

（大学院）

奨 学 金 名	4 5 2－01～05 交通遺児育英会 <大学院>
給付・貸与別	貸 与（無利子） 返還は貸付終了月の6か月据え置き、その後、20年以内に月賦、半年賦、年賦などにより返済。
奨 学 金 額	月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円から選択
採 用 期 間	正規の最短修業年限内
対象研究科・学年	全研究科（修士課程1～2年生、博士課程1～3年生、専門職学位課程も応募可能）※ 正規の最短修業年限で卒業可能で、申込時29歳までの者
出 願 締 切 日	9月12日まで[厳守] この期日を過ぎた場合は要相談
支給開始時期	申込み翌月10日（予定） 原則として年4回、3カ月分ずつ送金
出 願 資 格	今年度に在学している、申込時29歳までの学生で、保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けなくなった家庭の子女であること ※ 道路における事故には、踏切での事故・路面電車との事故および自転車事故も含まれます。 ※ 著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。（身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。） ※ 学力および家計の基準はありません。
併 給 制 限	なし
提 出 書 類	出願書類等は、 奨学課事務所に 出頭のうえ請求するか、各自で 交通遺児育英会ホームページ（http://www.kotsuiji.com/）からダウンロードしてください。 1. 奨学生願書（指定用紙） 2. 大学院奨学生推薦書（指定用紙、研究科長印） … 指定用紙を研究科事務所に持参のうえ、作成を依頼してください。 3. 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの。コピー可） …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 4. 後遺障害の程度を証する証明書（死亡の場合は不要） …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 （自動車損害賠償保障法施行令別表2の第1級から第7級までの後遺障害は、身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。） 5. 戸籍謄本 …出願者が記載されている 戸籍謄本 。保護者等（＝事故にあった人）が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本（または改製原戸籍謄本）も必要です。
提 出 先	〒102-0093 東京都千代田区平河町2－6－1 公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課
備 考	※出願者または兄弟姉妹が本会の奨学生であるか奨学生だった場合は、奨学生願書と大学院奨学生推薦書の提出だけで結構です。 ※応募時26歳から29歳までで、一旦社会人になった後に奨学金を希望する場合は、原則として高校奨学生であった者に限ります。 ※一人の奨学生への総貸与期間は原則として合計9年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。